



国 道 利 第 2 5 号
平成17年10月18日

佐賀県知事 殿

国土交通省道路局長



高速自動車国道又は自動車専用道路に連結する施設の許可の取扱いについて

標記については、別添のとおり各地方整備局長等あて通知したので、参考までに送付
します。
なお、都道府県におかれては、管内道路管理者（指定市を除く。）に対しても、この旨
周知願います。

国 道 利 第 2 4 号
平成17年10月18日

各地方整備局長
北海道開発局長
沖縄総合事務局長
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構理事長

殿

国土交通省道路局長

高速自動車国道又は自動車専用道路に連結する施設の許可の取扱いについて

平成17年10月1日に施行された「日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律」(平成16年法律第101号)等により、道路法、高速自動車国道法等の一部が改正され、道路管理者の許可を受けて高速自動車国道又は自動車専用道路(以下「高速道路」という。)に連結することができる施設(以下「連結許可対象施設」という。)に関する規定等が整備された。

これにより、高速道路への連結に関する規定の整備が図られたところであるが、道路法、道路法施行令及び道路法施行規則においては、今般の改正により、新たに自動車専用道路に係る連結の取扱いに関する規定、連結位置に関する基準及び連結許可対象施設の構造に関する技術的基準等が規定されたものであることから、自動車専用道路における連結の許可に関する新たな手続きが必要となる。

このため、高速道路における連結の許可の取扱いの整備が必要であることから、連結の許可に当たっては、下記の事項に留意するとともに、今般の関係法令の改正の内容及びこれまで高速自動車国道における取扱いを踏まえ、別添のとおり「連結許可に係る取扱い方針」を定めたので、連結の許可に関する事務の参考として適切に運用されること。

記

1. 連結許可対象施設について
連結とは、高速道路が物理的に、直接に、特定の施設と結びついていることをいい、他の施設を介して結びついていても連結には当たらないものであること。

(1) 道路法第48条の4第2号及び高速自動車国道法第11条第2号関係
道路法第48条の4第2号及び高速自動車国道法第11条第2号は、それぞれ同号に規定された各施設(以下「利便施設等」という。)そのものが高速道路に直接連結する場合を想定しているものであり、高速道路の道路管理者が、加減速のための道路及び駐車場を整備し、当該駐車場に「利便施設等」を連結させることが考えられることから連結許可対象施設としたものであること。

(2) 道路法第48条の4第3号及び高速自動車国道法第11条第3号関係
道路法第48条の4第3号及び高速自動車国道法第11条第3号は、上記(1)

の「利便施設等」と高速道路とを連絡する通路その他の施設(以下「通路等」という。)を連結許可対象施設として規定したものであり、「利便施設等」を設置しようとする者が、高速道路と接続する通路又は高速道路の道路管理者が整備しようするための道路と接続する駐車場等を含めて整備し、これらを連結することが考えられることから連結許可対象施設としたものであること。

2. 連結の許可について

(1) 連結許可を受けた施設の構造の変更について

連結許可を受けた「利便施設等」又は「通路等」の構造を変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)する場合には、道路法第48条の5第3項及び高速自動車国道法第11条の2第5項に基づき、あらかじめ許可を受けなければならないこととされていることから、「利便施設等」を変更する場合(許可を受けた者と異なる者が施設を追加する場合を含む。)なお、この場合における変更の許可の申請は、許可を受けた者が行うこととする。)や「通路等」の拡張、延伸等を行う場合は、変更の許可が必要になること。

なお、連結許可を受けた「利便施設等」の敷地を変更して、新たに高速道路に連結する通路を設置する場合には、当該「利便施設等」の変更の許可及び新たな通路の連結許可が必要になるものであること。

(2) 「連絡施設」の構造の変更について

「通路等」の連結許可を受けて高速道路と連絡する「利便施設等」(以下「連絡施設」という。)の構造を変更する場合は、法令上、「連絡施設」が許可の対象とされていないことから、変更の許可は必要のないところである。しかしながら、「連絡施設」の増設等により、連結許可を受けた「通路等」及び高速道路における安全かつ円滑な交通に著しい支障を及ぼすことも考えられる。また、連絡料の算定に当たっては、「連絡施設」の敷地についても算定の対象となつていことから、「連絡施設」の状況を的確に把握しておく必要がある。

このため、特に、「通路等」の連結許可に当たっては、以下の条件を付すことにより、それぞれの施設の適切な管理を行うものとする。

① 連結許可申請書(添付書類を含む。)の記載事項を変更する場合には、その旨をあらかじめ届け出ること。

② 連結許可を受けた通路等により高速道路に連絡する施設は、道路及び通路等の安全かつ円滑な交通に著しい支障を及ぼすおそれのないよう適切に維持、管理すること。

③ 連結許可を受けた通路等により高速道路に連絡する施設を変更する場合(許可を受けた者と異なる者が施設を追加する場合を含む。)には、道路及び通路等の安全かつ円滑な交通に著しい支障を及ぼすおそれのないようすること。

(3) いわゆる「開放型」及び「閉鎖型」の施設について

高速自動車国道法第11条の2第4項においては、閉鎖型の施設を開放型の施設に変更する場合に連結許可を受けなければならない旨を定めているが、自動車専用道路の連結許可対象施設については、法定の整備計画が存在しないことから、開放型及び閉鎖型の区別をせず、同項に相当する規定を定めていない。このため、自動車専用道路におけるこのような場合においては、上記2(1)により取り扱うものであること。

(4) 道路法第24条及び道路法第32条との関係について

「利便施設等」や「通路等」の連結に当たり、高速道路に関する工事を施行し、又は高速道路を占用する必要がある場合には、それぞれの手続きが必要となることであるが、このような場合の連結の許可に当たっては、個々の処分が矛盾することのないよう留意し、一括して処理するよう努めること。

目次

連結許可に係る取扱い方針

1. 制度の概要	1
2. 高速道路利便施設の連結手続	2
3. 審査基準について	5
第1 技術的基準について	5
第2 事業者及び事業計画に関する審査基準について	8
4. 審査結果の通知・公表について	9
5. 連結料の算定方法について	10
6. 連結許可申請書等	11
7. 連結許可に係る取扱いについての問い合わせ先	19

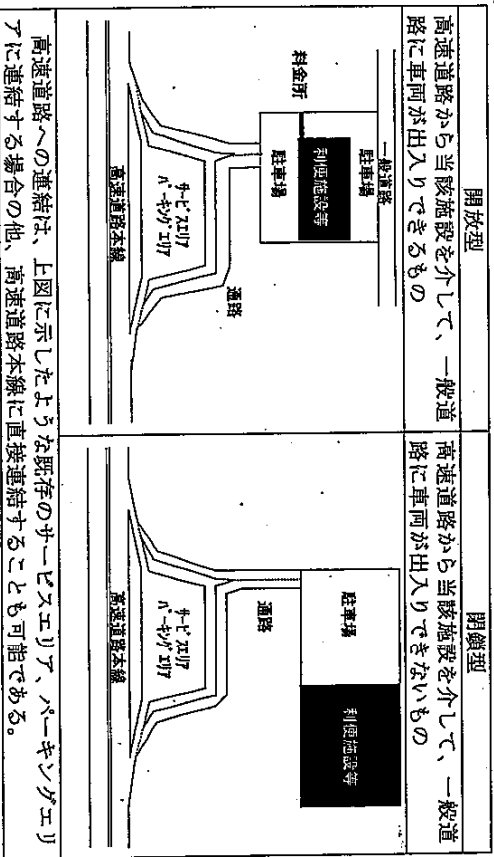
1. 制度の概要

平成17年10月1日に施行された「日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律」(平成16年法律第101号)により、道路法(昭和27年法律第180号)及び高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)の一部が改正され、高速自動車国道及び自動車専用道路(以下「高速道路」という。)に連結することができ、施設についての規定が拡充された。

- これにより、
- ① 道路法上の道路等
 - ② 休憩所、給油所、商業施設、レクリエーション施設等(以下「利便施設等」という。)
 - ③ 上記②の施設と高速道路を連絡する通路等(以下「通路等」という。)
- が連結の対象施設として規定されている。

この制度は、民間事業者等(以下「事業者」という。)が設置する利便施設等又は通路等(以下「高速道路利便施設」という。)と高速道路とを直接結ぶことを可能としたものであり、従来の高速道路の連結制限を緩和することにより、高速道路を活用した多様な事業の推進を目的として、

事業形態としては、高速道路から当該施設を介して一般道路への車両の出入りが可能か否かにより、「開放型」と「閉鎖型」の2種類に分類される。



2. 高速道路利便施設の連結手続

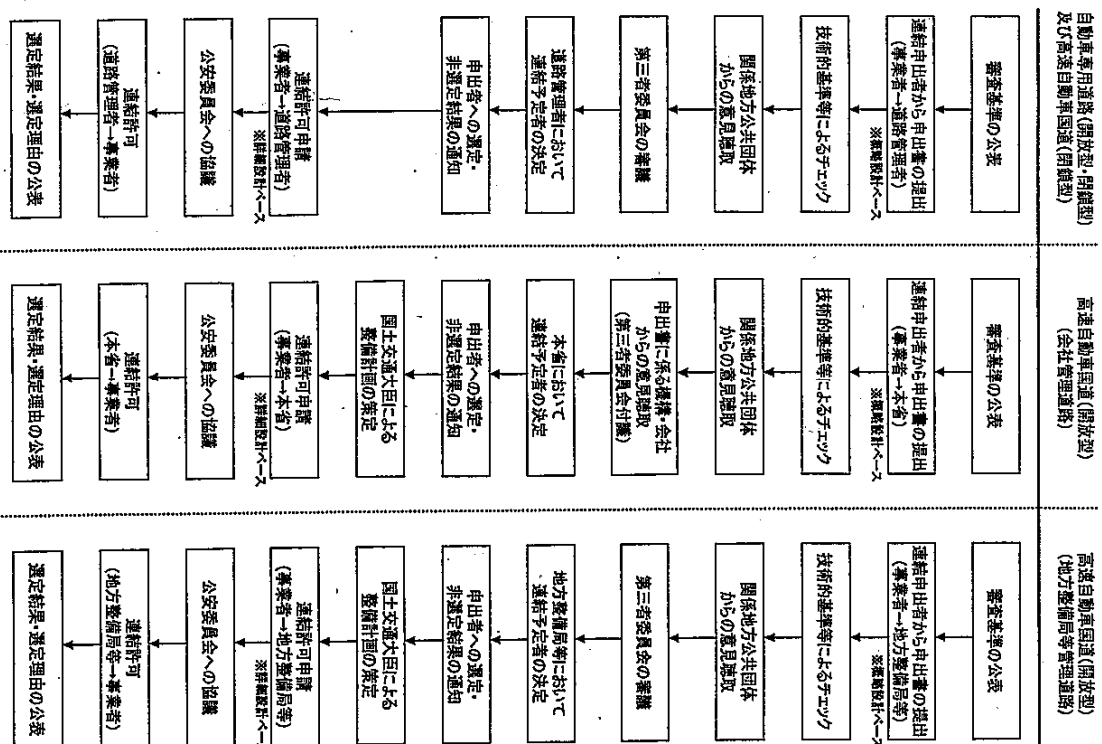
(1) 会社管理の高速自動車国道における高速道路利便施設(開放型)の連結手続

- ① 本省は、審査基準を公表する。
- ② 本省は、事業者の申し出について技術的な基準等による審査を行う。
- ③ 本省は、審査にあたり、地域経済への影響、まちづくり、環境の保全等の観点から、申し出に係る高速道路利便施設の所在する地方公共団体の意見を聴取する。
- ④ 本省は、連結予定者の決定に先立ち独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)及び申し出に係る道路を管理する高速道路株式会社(以下「会社」という。)の意見を聴取する。
- ⑤ 機構は、透明性・公正性を確保する観点から設置する学識経験者等からなる委員会(以下「第三者委員会」という。)の意見を聞いた上で、本省へ機構としての意見を提出する。
- ⑥ 本省は、連結予定者を決定し、選定結果・選定理由について、申出者に通知する。
- ⑦ 国土交通大臣は、整備計画を策定する。
- ⑧ 本省は、連結許可申請に基づき手続を行い、連結許可は、公安委員会への協議を行った上で行う。連結期間は、連結許可の日から10年以内とし、10年を超えた場合は、10年毎に更新するものとする。
- ⑨ 本省は、選定結果・選定理由について、申出者のプライバシー・利益保護に配慮しつつ公表する。
- ⑩ 機構は、連結許可を受けた事業者から連結料を徴収する。

(2) 地方整備局等管理の高速自動車国道における高速道路利便施設(開放型)の連結手続

- ① 地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局(以下「地方整備局等」という。)は、審査基準を公表する。
- ② 地方整備局等は、事業者の申し出について技術的な基準等による審査を行う。
- ③ 地方整備局等は、審査にあたり、地域経済への影響、まちづくり、環境の保全等の観点から、申し出に係る高速道路利便施設の所在する地方公共団体の意見を聴取する。
- ④ 地方整備局等は、第三者委員会において、高速道路利便施設の連結許可の可否等について審議する。
- ⑤ 地方整備局等は、連結予定者を決定し、選定結果・選定理由について、申出者に通知する。
- ⑥ 国土交通大臣は、整備計画を策定する。
- ⑦ 地方整備局等は、連結許可申請に基づき手続を行い、連結許可は、

高速道路利便施設の連結手続きフロー



- 公安委員会への協議を行った上で行う。連結期間は、連結許可の日から10年以内とし、10年を超える場合は、10年毎に更新するものとする。
- ⑧ 地方整備局等は、選定結果・選定理由について、申出者のプライバシー・利益保護に配慮しつつ公表する。
 - ⑨ 地方整備局等は、連結許可を受けた事業者から連結料を徴収する。

(3) 高速自動車国道における高速道路利便施設(閉鎖型)の連結手続き

- ① 機構又は地方整備局等は、審査基準を公表する。
- ② 機構又は地方整備局等は、事業者の申し出について技術的な基準等による審査を行う。
- ③ 機構又は地方整備局等は、審査にあたり、地域経済への影響、まちづくり、環状の保全等の観点から、申し出に係る高速道路利便施設の所在する地方公共団体の意見を聴取する。
- ④ 機構又は地方整備局等は、第三者委員会において、高速道路利便施設の連結許可可否等について審議する。
- ⑤ 機構又は地方整備局等は、連結予定者を決定し、選定結果・選定理由について、申出者に通知する。
- ⑥ 機構又は地方整備局等は、連結許可申請に基づき手続きを行い、連結許可は、公安委員会への協議を行った上で行う。連結期間は、連結許可の日から10年以内とし、10年を超える場合は、10年毎に更新するものとする。
- ⑦ 機構又は地方整備局等は、選定結果・選定理由について、申出者のプライバシー・利益保護に配慮しつつ公表する。
- ⑧ 機構又は地方整備局等は、連結許可を受けた事業者から連結料を徴収する。

(4) 自動車専用道路における高速道路利便施設の連結手続き

自動車専用道路における高速道路利便施設の連結手続きについては、各道路管理者において、開放型、閉鎖型を問わず、上記(3)に準じて実施するものとする。

3. 審査基準について

第1 技術的基準について

(1) 連絡位置に関する事項

① 高速道路本線に接続する場合

イ 連絡位置の間隔（インターチェンジ等との離隔距離）

ジャンクション、インターチェンジ、パーキングエリア及び他の利便施設等の通路とは、2 km 以上離隔するものとする。なお、自動車専用道路においては、関係法令に反しない限り、個々の事案に応じて取り扱うことができる。

また、バスマストップやトンネルに近接して、通路を接続しようとする場合は、安全かつ円滑な本線交通に支障を及ぼさないようにしなければならない。

ロ 連絡位置における高速道路本線の幾何構造

通路の接続は、高速道路本線の平面曲線半径、縦断勾配、縦断曲線半径の値が、本線の利用交通に支障を及ぼさないよう、一定の値以上確保されている位置に限るものとする。

② サービスマテリア、パーキングエリアに接続する場合

サービスマテリア、パーキングエリアの利用交通に支障を及ぼさないよう、通路の取付け位置を決めなくてはならない。

③ インターチェンジに接続する場合

インターチェンジの利用交通に支障を及ぼさないよう、通路の取付け位置を決めなくてはならない。

④ 本線交通への影響

①、②、③の各基準に適合するほか、本線交通へ著しい影響を及ぼすことがないと判断される場合に限って接続が認められるものとする。

(2) 通路その他の施設の構造基準に関する事項

① 通路の構造基準の適用範囲

通路の構造基準の適用範囲は、高速道路から利便施設等の駐車場までとする。ただし、開放型において、駐車場内の車路が一般交通の用に供する（不特定多数の者が高速道路と一般道路等の間で出入りができる）場合には、高速道路から一般道路等までの部分全てを適用範囲とする。

② 通路その他の施設の構造基準

イ 計画交通量

通路の設計、駐車場規模の算定に用いる交通量は、原則として開業後10年間で推計される時間交通量のうち最大の値とする。

ロ 設計車両

通路の設計車両は、道路構造令第4条に準じ、小型自動車、普通自動車、セミトレーラ連結車とする。
通路を通行する車両について、施設の内容等により車種を制限できるものとする。

ハ 通路の規格

通路の設計にあたっては、連絡位置、高速道路及び一般道路等の設計速度、通路の利用交通量に応じ、通路の規格を区分するものとする。
また、セミトレーラ連結車の通行を制限する場合は、下位の規格を採用できる場合がある。

ニ 設計速度

通路の設計速度は、連絡位置、高速道路及び一般道路等の設計速度、通路の利用交通量に応じた値とする。

ホ 交差方法

本線又はランプと通路、通路と通路、通路と一般道路等が相互に交差する場合の交差の方式は、原則として立体交差とする。

ヘ その他の幾何構造

通路の規格及び設計速度に応じたものとする。

ト 誤進入車に対する対策

高速道路の本線又はランプに接続する通路の車種制限を行う場合には、誤進入車が高速道路本線等へ復帰できる構造とするものとする。

③ 土工、舗装、橋梁等

土工、舗装、橋梁・高架、防護柵、視線誘導標、標識、道路標示及び区画線、照明施設については、道路構造令その他道路において採用されている要綱・指針等に準ずるものとする。

④ 駐車場の構造等

イ 駐車場の確保

高速度路の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼすことのないよう、駐車需要に見合った規模の駐車場を確保しなくてはならない。

ロ 構造及び設備

自動車及安全かつ円滑に走行することができ、車路を設けなければならない。

第2 事業者及び事業計画に関する審査基準について

(1) 欠格事由

- ① 事業者である法人の役員(事業者が個人の場合は当該個人)が以下に該当するもの
- ・成年被後見人又は被保佐人
 - ・破産者で復権を得ないもの
 - ・禁固以上の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しないもの
 - ・現に道路管理者と保争中のもの
 - ・道路法等の悪質な違反者
- ② 事業者である法人が以下に該当するもの
- ・現に道路管理者と保争中のもの
 - ・道路法等の悪質な違反者
- ③ 営業の実態等からみて社会的批判を受けるおそれのあるもの

(2) 審査項目

事業者及び事業計画について、次の4つの観点から評価を行うこととする。

- ① 事業者の資力・信用及び事業の安定性
- ② 地域との調和
- ③ 利用者の利便性
- ④ 道路事業への収益還元

4. 審査結果の通知・公表について

- (1) 審査結果の通知について
高速道路利便施設の連結予定者の決定後、すみやかに連結の申出者全員に選定・非選定の結果及び理由を通知する。
- (2) 審査結果の公表について
高速道路利便施設の連結予定者が正式に連結許可を受けた段階で、申出状況、選定された事業者の氏名・名称、選定結果、選定理由等を公表する。

5. 連結料の算定方法について

(1) 連結料の算定式

1年間あたりの連結料は以下の式に基づき算出する。

$$A \times (B + C \times \frac{1}{2}) + D$$

- A : (連結した後の利便施設等の敷地の1㎡あたりの純地代—連結がないとした場合の利便施設等の敷地の1㎡あたりの純地代) $\times \frac{1}{2}$
- B : 利便施設等の敷地面積 (高速道路と連絡する駐車場敷地を除く)
- C : 高速道路と連絡する駐車場の敷地面積
- D : 連結したことにより増加する管理費用額

(2) 純地代の差額の算出方法

純地代の差額については、近傍類似の土地の時価に期待利回りを乗じて得る方法 (以下「積算法」という。)、近傍類似の土地の純地代から推定の純地代を算定する方法 (以下「賃貸事例比較法」という。)、利便施設等において通常得られる売上収入額に道路法施行規則第4条の5の2第1項各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に掲げる割合を乗じる方法 (以下「収益分析法」という。) の3つの手法のうち、積算法の使用を基本としつつ、賃貸事例比較法と収益分析法について使用可能な場合に使用し、複数の手法を使用した場合はその算出結果を平均するものとする。

なお、既存の利便施設等を連結する場合は、当該利便施設等の存する土地の時価 (当該利便施設等における収益も勘案した時価) によることを原則とする。

6. 連結許可等申請書

○高速自動車国道法に基づく連結許可申請書

連結許可(更新)申請(連結申出)書

高速自動車国道法第11条の2の規定に基づき、高速自動車国道と高速自動車国道法第11条第1号に掲げる施設との連結の許可(の更新)を申請します。(連結を希望します。)

年 月 日

許可申請(申出)者住所
氏名

印

1. 高速自動車国道の路線名	
2. 連結位置	
3. 連結予定施設	
4. 連結を必要とする理由(通路等により連絡する施設が利便施設等に該当する理由を含む。)	
5. 連結のために必要な工事に要する費用の概算額	
6. 工事着手予定年月日	年 月 日
7. 工事完了予定年月日	年 月 日
8. 連結する期間	
9. 利便施設等の設計の概要	
10. 利便施設等の事業計画及び資金計画	
11. 通路等の交通量の見込み及びその算出根拠	
12. 通路等の維持管理の計画	
13. その他必要な事項	

記載要領

1. 申出(申請)者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載すること。施工箇所が2以上の地帯にわたる場合には、起点と終点を記載すること。
2. 「連結位置」の欄には地帯まで記載すること。施工箇所が2以上の地帯にわたる場合には、起点と終点を記載すること。
3. 「連結予定施設」の欄には、連結予定施設の種別(ショッピングセンター、展示場、テーマパーク等)及び名称を記載すること。
4. 「連結を必要とする理由」の欄には、相当数の者が高速自動車国道を通行して利用すると見込まれる利便施設に該当する理由を記載すること。
5. 「連結のために必要な工事に要する費用の概算額」の欄には、利便施設等及び通路等に必要となる全体の概算額を記載すること。
6. 「利便施設等の設計の概要」の欄には、敷地面積、建築面積、駐車場面積、駐車台数(通路等の連結の場合は、通路の延長、幅員も含む。)などの主な諸元を記載すること。(別添様式)
7. 「利便施設等の事業計画及び資金計画」の欄には、事業計画の概要及び資金計画を記載すること。また、通路等の連結の場合は、通路等の工事費、用地費及び維持管理費の内訳も資金計画書に記載すること。
8. 「通路等の維持管理の計画」の欄には、維持管理の体制、通路等の維持管理方法(巡回の頻度、主な点検項目、維持修繕の内容、作業の実施時間、作業中の交通対策)、緊急時等における措置(交通事故、渋滞、落下物、故障車両、災害時)、通路の開閉方法などを記載すること。
9. 「その他必要な事項」の欄には、次の事項を記載すること。
 ①高速自動車国道法第11条第2号に掲げる施設(利便施設等)及び同条第3号に掲げる通路その他の施設(通路等)を設けることについて、都市計画法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況。
 ②高速道路利便施設を従って高速自動車国道から一般道路等に自動車が入り出ることができる構造とす
 る場合には、当該一般道路等の路線名等。

○道路法に基づく連結許可申請書

連結許可(更新)申請(連結申出)書

道路法第48条の5の規定に基づき、自動車専用道路と道路法第48条の4号に掲げる施設との連結の許可(の更新)を申請します。(連結を希望します。)

年 月 日

許可申請(申出)者住所 氏名 印

1. 自動車専用道路の路線名	
2. 連結位置	
3. 連結予定施設	
4. 連結を必要とする理由(道路等により連絡する施設が利便施設等に該当する理由を含む。)	
5. 連結のために必要な工事に要する費用の概算額	
6. 工事着手予定年月日	年 月 日
7. 工事完了予定年月日	年 月 日
8. 連結する期間	
9. 利便施設等の設計の概要	
10. 利便施設等の事業計画及び資金計画	
11. 道路等の交通量の見込み及びその算出根拠	
12. 道路等の施設の維持管理の計画	
13. その他必要な事項	

記載要領

1. 申出(申請)者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、[氏名]の欄には名称及び代表者の氏名を記載すること。施工箇所が2以上の地帯にわたる場合には、「連結位置」の欄には地帯まで記載すること。
2. 「連結位置」の欄には地帯まで記載すること。施工箇所が2以上の地帯にわたる場合には、起点と終点を記載すること。
3. 「連結予定施設」の欄には、連結予定施設の種別(ショッピングセンター、展示場、テーマパーク等)及び名称を記載すること。
4. 「連結を必要とする理由」の欄には、相当数の者が自動車専用道路を通行して利用すると見込まれる利便施設に該当する理由を記載すること。
5. 「連結のために必要な工事に要する費用の概算額」の欄には、利便施設等及び道路等に必要となる全体の概算額を記載すること。
6. 「利便施設等の設計の概要」の欄には、敷地面積、建築面積、駐車台数(道路等の連結の場合は、道路の延長、幅員も含む。)などの主な諸元を記載すること。(別添様式)
7. 「利便施設等の事業計画及び資金計画」の欄には、事業計画の概要及び資金計画(別添様式)を記載すること。なお、連結の更新を予定している場合は、全体の資金計画を記載すること。また、道路等の連結の場合は、道路等の工事費、用地費及び維持管理費の内訳も資金計画書に記載すること。
8. 「道路等の維持管理の計画」の欄には、維持管理の体制、道路等の維持管理方法(巡回の頻度、主な点検項目、維持修繕の内容、作業の実施時間、作業中の交通対策)、緊急時等における措置(交通事故、渋滞、落下物、故障車両、災害時)、道路の開閉方法などを記載すること。
9. 「その他必要な事項」の欄には、次の事項を記載すること。
 - ①道路法第48条の4第2号に掲げる施設(利便施設等)及び同条第3号に掲げる道路その他の施設(道路等)を設けることについて、都市計画法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況。
 - ②高速道路利便施設を経て自動車専用道路から一般道路等に自動車が入り込める構造とする場合には、当該一般道路等の路線名等。

資金計画書

別添様式

1. 収支計画

(単位 千円)

科目		金額
収入	事業収入 その他収入 ○ ○ ○ 計	
支出	工事費 通路等建設等建設費 利便施設等建設費 用地費 通路等用地費 利便施設等用地費 附帯工事費 維持管理費 通路等維持管理費 利便施設等維持管理費 一般管理費 借入金利息 借入金利息 連結料 ○ ○ ○ 計	
利益		

2. 年度別資金計画

(単位 千円)

科目	年度					
	年度	年度	年度	年度	計	
支出	事業費 工事費 通路等工事費 利便施設等工事費 用地費 通路等用地費 利便施設等用地費 附帯工事費 維持管理費 通路等維持管理費 利便施設等維持管理費 一般管理費 借入金利息 借入金利息 連結料 ○ ○ ○ 計					
収入	自己資金 借入金 ○ ○ ○ 事業収入 その他収入 ○ ○ ○ 計					
借入金の借入先						

○高速自動車国道法に基づく連絡変更許可申請書

変更許可申請書

平成 年 月 日付け第 号で連絡の許可を受けた施設の構造を変更したいので、高速自動車国道法第11条の2第5項の規定に基づき、許可を申請します。	
年 月 日	
許可申請者住所 氏名	印
1. 変更しようとする事項	
2. 変更を必要とする理由	
3. 工事着手予定年月日	年 月 日
4. 工事完了予定年月日	年 月 日

○道路法に基づく連絡変更許可申請書

変更許可申請書

平成 年 月 日付け第 号で連絡の許可を受けた施設の構造を変更したいので、道路法第48条の5第3項の規定に基づき、許可を申請します。	
年 月 日	
許可申請者住所 氏名	印
1. 変更しようとする事項	
2. 変更を必要とする理由	
3. 工事着手予定年月日	年 月 日
4. 工事完了予定年月日	年 月 日

7. 連絡許可に係る取扱いはについての問い合わせ先

高速自動車国道 自動車専用道路 (会社管理)	国土交通省道路局有料道路課
自動車専用道路 (地方整備局等管理)	国土交通省道路局路政課道路利用調整室